

《海外視察報告》

現行制度のままで実現可能な「日本版ドラッグ・コート」 —ハワイ州マウイ島とシドニーの各ドラッグ・コート視察からの考察と展望—

客員研究員 菅原 直美

1 はじめに

ドラッグ・コートとは、覚せい剤などの薬物に依存している人が特定の罪を犯した場合に、特別な司法システムでその処遇を決めるという裁判所主導の手続きである。

1989年フロリダ州マイアミで1人の裁判官が始めた手続きが、今や英語圏を中心に世界中に広がっており、アメリカ合衆国内では3000以上の法廷で実施されすでにポピュラーな手続きとなっている。

ドラッグ・コートはそれぞれの裁判官が、その職責によって手続きを決めているため個々に若干の違いがあるものの、大まかには以下のような手続きとなっている。

- ①通常の裁判所での有罪宣告
- ②ドラッグ・コートの対象者を選別
- ③対象者が①の宣告に従い服役するか、ドラッグ・コートを利用するかを選択
- ④ドラッグ・コートを選択した場合、その対象者に対して必要な支援やプログラム、治療などの計画が立てられ、定期的に関われるドラッグ・コートでその進捗状況が確認される
- ⑤④の計画を終了すれば卒業となり、宣告された刑の執行を免れる

日本では、まだこのような裁判所主導の手続きは行われていない。

しかしながら、日本でも刑の一部執行猶予制度が施行され、保護観察所が主導して社会内で薬物離脱プログラムが実施されるなど、薬物依存症からの回復支援の必要性への理解が高まっているところである。

そこで、私は日本でも欧米のドラッグ・コートのように、服役を回避しつつ薬物離脱の効果的なプログラムを受けられるようなシステム（いわゆる「日本版ドラッグ・コート」）が現行制度のままで実現可能かどうかについて、その示唆を得るためにハワイ州マウイ島及びオーストラリアのシドニーで実際のドラッグ・コートやそこで行われている社会内処遇を視察した。

本レポートでは、以下ではその視察について報告するとともに、日本においても「日本版ドラッグ・コート」が現行制度のままで実現可能であり、それが被疑者・被告人のみならず社会にとっても望ましい司法プロセスであることを紹介したい（なお、「日本版ドラッグ・コート」は2007年に石塚伸一編の著書で名付けられたものである）。

2 ハワイ州マウイ島のドラッグ・コート



ハワイ州マウイ島のドラッグ・コートにて

2018年3月下旬、まずはハワイ州マウイ島にてドラッグ・コート視察を行った。

マウイ島では、1990年代に「アイスブレイカー」と呼ばれるグループにより大量の覚せい剤が持ち込まれ、その依存症が問題となっていたところ、シャクリー・ラフェット裁判長が2000年8月から自身の法廷でドラッグ・コートを開始した。

マウイ島では、実際のドラッグ・コートの法廷内でその様子を傍聴したあと、マウイのドラッグ・コート手続き説明を受けた。

法廷は、通常の刑事裁判が行われている法廷がそのまま使われているが、その中には、裁判官、検察官、弁護人のほかに、ドラッグ・コート担当のケースワーカーや警察官、薬物離脱支援施設の職員など、通常の法廷では見られない専門職チームが加わっており、通常の刑事裁判のような静寂や緊張感よりも和やかな雰囲気を感じた。

ドラッグ・コートでの主な手続きは、対象者が定期的に受ける薬物検査（依存している薬物

を使用していないかどうかの尿検査）と社会内プログラムの進捗状況の確認であり、1人につき10分程度の時間で行われていた。裁判長から対象者に、体調や心情などが質問されたあと、手続きの最後は必ず「よく頑張っているね！」というねぎらいの言葉とチームからの拍手で締めくくられていたことがとても印象的だった。プログラムの進捗が順調な対象者は、小さなプレゼント（石鹸など）を裁判官から受け取ることもあるとのことであった。

法廷傍聴の後に受けた説明によれば、マウイではこれまで1150名程度の対象者がドラッグ・コートを利用し、その半数以上が無事に卒業しているとのことであった。卒業までの平均期間は19か月であり、その間はドラッグ・コートの指導のもとで治療や支援を受け続けるほか、卒業後も地域で薬物離脱支援施設に通ったり、治療を受け続けられるようサポートしているとのことであった。

ドラッグ・コートでの説明の後、実際にドラッグ・コートの専門職チームの一員となっているマウイの薬物離脱支援施設『アロハハウス』を見学した。施設では、依存症からの回復を支援する各種プログラムを提供したり、食事など日々の生活支援を行っており、専門のスタッフや福祉専門職が常駐していた。

マウイでの視察で特に感じたことは、ドラッグ・コートに携わる専門職チームがドラッグ・コートという司法制度に対して強い誇りをもっていたことである。司法が「問題を解決する場所」であるならば、その問題を最も効果的で効率的に解決できる手続きを（法制度の枠内であっても）主体的に研究・実践することこそが司法の役割である、という気概を感じた。

3 シドニーのドラッグ・コート

2018年5月中旬、オーストラリアの薬物政策に関連する施設群の視察を行い、その一環としてシドニーのドラッグ・コートを視察した。

シドニーでは、1999年にパラマウントにある裁判所が最初のドラッグ・コートを開廷し、来年2月で20周年と歴史ある制度である。シドニーでは現在3か所の裁判所でドラッグ・コートが開かれており、対象者はコンピューターでランダムに選別されているとのことであった。対象者は地域社会の中で刑期（最低12か月）を過ごし、週に3回の尿検査（看護師が実施）と、週に2回の裁判官面談（ドラッグ・コート）を行うほか、ヘルスケア・カウンセリングなどのプログラムも行っている。

ここでもマウイと同様にドラッグ・コートは専門職チームを結成しており、多様な行政機関

が参加し裁判の前にケース会議を行っている。ケース会議では、保険専門スタッフが当事者の参加状況などを伝えたあと、地域の矯正官が地域での過ごし方を、警察が警察の介入があったかどうかをそれぞれ報告し、対象者の尿検査の結果も共有されている。

シドニーのドラッグ・コートは州政府の予算で運営されており、対象者の年齢は様々であるが30代が多いとのことであった。なお、パラマウントの定員は160人（シドニーは40人、ハンターは80人）であり、対象者の数の方が多いために順番待ちとなっているようである。

シドニーでも実際の法廷を傍聴する機会があり、ここでも刑事裁判の法廷がそのままドラッグ・コートでも利用されていた（現に通常の刑事裁判の審理の後、そのまま引き続いて同じ裁判官がドラッグ・コートを実施していた）。シドニーでは、ドラッグ・コート立ち上げ当初から関わっている看護師が主導しており、裁判官は看護師や専門職チームを頼りにしてその助言を尊重しながら手続きを進めていた。

また、マウイ同様にシドニーでもドラッグ・コートは社会内の薬物離脱支援施設と連携をしており、ここではWHOSという施設を見学した。この施設は1972年創設されたオーストラリア初の治療共同体でありドラッグ・コートの支援や卒業生の受け入れを行っている。

シドニーのドラッグ・コートはすでに制度として確立されており、司法手続きとしての安定感を感じた。

4 現行制度のままでも実現可能な「日本版ドラッグ・コート」

2つの異なる国と地域で、現実に実践されているドラッグ・コートを視察したところで、視点を日本におき「日本版ドラッグ・コート」の実現可能性を検討したい。

日本において、覚せい剤などの違法薬物に対する厳罰主義は根強いものがある。検察官はこのような厳罰主義に基づいて刑事訴追を行う側であるから、検察庁主導による「ドラッグ・コート」類似の制度は日本では馴染みにくい。やはり日本でも、「ドラッグ・コート」は裁判所主導で実現されるべきであろう。日本の厳罰主義が薬物政策として正しいものであるかはさておき、実務家としては現状を踏まえたくて文字通り明日から実現可能な「日本版ドラッグ・コート」を考察してみたい。

(1) 裁判所が主導できる制度の利用

日本の裁判所では、検察官によって起訴された事件は、担当の部に配属され、そこで担当

の裁判官が決められる。そしてそれぞれの事件をどのように進行するかは担当の裁判官の判断にある程度任されている。ここで「ある程度」と留保を付けるのは、日本の裁判官は個々の事件処理について、これまでの裁判例やほかの裁判官による処理内容（裁判所内部での処理の相場のようなもの）を意識する傾向が強く、その範囲を越えようとしないうために、個々の裁量が発揮される場面が少ないからである。

しかしながら、日本の司法制度は当事者主義を採用しており、一方当事者である被告人及び弁護人が、裁判官に対し必要な進行を積極的に求めることで、裁判官の裁量を引き出すことができる。

そこで、例えば覚せい剤の自己使用を被告人が認めている事件において、以下のような「日本版ドラッグ・コート」の実現が可能である。

- ① 起訴後保釈の制度を利用し、裁判係属中から被告人が社会内で薬物離脱のための治療や支援を受け始める（保釈金はできるだけ低額とし、所得が低い層でも利用可能とすべきである）
- ② ①の治療や支援は、弁護側がダルクなどの支援者と協働して計画を立て、公判係属中からそれを実施する
- ③ 公判期日を1か月に1回程度の頻度で設定し、公判期日では支援者の証人尋問や被告人質問を実施して、②の計画の進捗状況や成果を確認する
- ④ 半年から1年程度、③の公判を重ねて治療経過を観察する
- ⑤ ④を踏まえ、その成果を踏まえて裁判所が判決を出す

上記プロセスは、少年事件の試験観察をイメージするとわかりやすいかもしれない。

ここで重要なことは、社会内での治療を続けることが本人の更生に資する場合には、⑤の判決において、再度の執行猶予判決や執行猶予の期間の長い一部猶予判決を積極的に出すべきことである。例えば1回の裁判で結審をしてすぐに判決を下すような現行多くの裁判所で行われている相場的な運用と異なり、上記「日本版ドラッグ・コート」では裁判官自身がある程度の期間に渡って自分の目で被告人の治療経過や更生意欲をその目で見るができる。このような運用によって、裁判官はよりリアルに被告人の治療経過や更生意欲を実感・理解でき、その結果として多くの事案で現在よりも多くの再度の執行猶予判決や一部猶予判決を出すことができるものと期待される。

(2) 「日本版ドラッグ・コート」の可能性

上記(1)で述べたような「日本版ドラッグ・コート」的な運用は、実はすでにくつかりの裁判で実際に行われたことがある。しかしながら、「実は」と付言する通り、これまでは裁判官にこのような運用を認めさせるため、個々の弁護人がそれぞれ知恵（公訴事実や責任能力を争うことで期日を重ね、その結果として治療期間を確保するなど）を絞って何とかこのような運用をさせていた、というケースがほとんどであろうと思われる。

そのような個々の弁護人の知恵や努力を超えて、裁判所が自ら積極的に「日本版ドラッグ・コート」の運用を開始してもいいのではないか。より端的に言えば、裁判官はその職責として、適切な量刑判断を行う義務があるのであり、その義務を果たすためのツールが「日本版ドラッグ・コート」に他ならないのである。

5 結びに変えて

私は恩師である故高野嘉雄弁護士から教わったこの言葉を忘れることができない。

『犯罪者でいたい人はいない。』

この言葉を本稿ではこのように言い換えた。『依存症者でいたい人はいない。』

今、本稿を読んでいる方々が、覚せい剤など薬物依存症に悩み苦しんでいる人に1人でも会ったことがあるならば、この言葉の意味を理解してくださるだろう。

薬物依存症は病気であり刑罰を課しても意味がないこと、むしろ治療や支援が必要であることは、海外でのドラッグ・コートの広がりやその実践のなかですでに十分なエビデンスが得られているものである。

日本でも、裁判官がより主体的に、行動的に、薬物事犯の裁判に取り組んでほしい。そのためのツールとして是非『日本版ドラッグ・コート』の運用を開始してほしい。

現在の法制度のままであってもその運用を少し変えることで、明日から、1人の裁判官からでもできる治療的司法がある。本稿によって一人でも多くの法律家に『日本版ドラッグ・コート』が伝わり、多くの実践が生まれることを切に願っている。

すがわら・なおみ（第二東京弁護士会）